明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

(iii) 低負荷型のエネルギーの研究及び利用の促進並びにエネルギー効率及び省エネルギーの促進
(iv) 天然資源の管理並びに環境の保全及び保護
(v) 自然災害の危険の減少
(vi) 両締約国政府が合意するその他の範囲

(b) この条の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。
(i) 相互に関心を有する分野における共同研究開発を奨励すること。
(ii) 科学者、技術者その他の専門家の交流を奨励すること。
(iii) 両締約国の科学者の意識及び知識を向上させることを目的として合同セミナー、対話、研究集会及び研修の開催を促進すること。
(iv) 科学技術に係る政策及び法令に関する情報を交換すること。
(v) 先端科学技術に係る団体の間の協力を奨励すること。
(vi) 両締約国政府が合意するその他の形態に関すること。

第二十六条　情報通信技術

基本協定第二百一条の規定に従い、

(a) この条の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
(i) インターネット・プロトコルに基づく次世代のネットワーク、ブロードバンドネットワーク及びユビキタスネットワーク
(ii) ブロードバンドネットワーク上でのデジタルコンテンツの流通
(iii) 研究開発
(iv) 情報通信技術の発展のための能力の開発の促進
(v) 電子政府
(vi) 電子商取引の促進及び発展
(vii) 社会的に脆弱な立場にある者の発展のための情報通信技術に関する計画の促進
(viii) 両締約国政府が合意するその他の範囲

(b) この条の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。
(i) 政策及び規制に関する問題（情報通信技術に関する最良の慣行を含む。）について、対話を行い、及び情報を交換すること。
(ii) 科学者、技術者その他の専門家の交流を奨励すること。
(iii) 両締約国の専門家の意識及び知識を向上させることを目的として能力開発のための計画（セミナー、研究集会及びパイロット・プログラムを含む。）を促進すること。
(iv) 両締約国政府が合意するその他の形態に関すること。

第二十七条　観光

基本協定第二百一条の規定に従い、

(a) この条の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
(i) 観光の促進
(ii) 観光の持続可能な発展
(iii) 観光に関連する人材の養成
(iv) 両締約国政府が合意するその他の範囲

(b) この条の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。
(i) 情報を交換し、及び経験を共有すること。
(ii) 専門家の交流を奨励すること。
(iii) 観光の促進及び開発に関する計画のため適当な支援を提供すること。
(iv) 観光産業に従事する者の研修を促進すること。
(v) 両締約国の民間団体の間の協力を奨励し、及び円滑にすること。
(vi) 両締約国政府が合意するその他の形態に関すること。

第二十八条　農業

基本協定第二百一条の規定に従い、

(a) この条の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
(i) 農業生産活動に関連する人材の養成
(ii) 小規模農業及び農村地域の持続可能な開発
(iii) 農業に関連する技術の開発及び促進
(iv) 農業の分野における生産性及び品質の改善
(v) 両締約国政府が合意するその他の範囲

(b) この条の規定に基づく協力の形態には、次のことを含めることができる。
(i) 農業及び農村の開発のための政策及び法令に関する意見及び情報を交換すること。
(ii) 農業及び農業関連事業の開発に関する知識の普及及び改善のために、技術者及び専門家の交流を奨励すること。
(iii) 合同セミナー、対話及び研究集会の開催を促進すること。
(iv) 両締約国政府が合意するその他の形態に関すること。

第二十九条　運輸

基本協定第二百一条の規定に従い、この条の規定に基づく協力の具体的な範囲及び形態は、両締約国政府の相互の合意の上決定する。

第四章　最終規定

第三十条　実施

この取極は、両締約国政府により、基本協定及び両締約国それぞれにおいて効力を有する法令に従って、かつ、各締約国政府の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第三十一条　目次及び見出し

この取極の目次並びにこの取極中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この取極の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十二条　改正

国際協定の締結及び改正に関する各締約国の国内法上の手続を害することなく、この取極は、両締約国政府の合意により改正することができる。

第三十三条　効力発生

この取極は、基本協定の効力発生の日に効力を生じ、基本協定が有効である限り効力を有する。

第三十四条　紛争解決

基本協定第十五章の規定は、必要な変更を加えた上で、この取極の第一章及びこの章の規定の解釈又は適用から生ずる両締約国政府間の紛争の解決について適用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの取極に署名した。

二千十一年五月三十一日に東京で、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。正文の間に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
松本剛明

ペルー共和国政府のために
フェレイロス

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部二、一七六円（本体二、〇八〇円）　（配送料別）